

参議院議員通常選挙にかかる弁当の買入にかかる企画提案の募集について

令和4年5月18日

大阪市淀川区長 岡本 多加志

次のとおり公募型企画競争方式により企画提案を募集する。

1. 募集に付する事項	
(1) 公告日	令和4年5月18日
(2) 案件名称	参議院議員通常選挙従事者用弁当 買入 (単価契約)
(3) 数量・特質・納入又は履行期限 納入又は履行場所	別紙仕様書のとおり
2. 参加申し込み等	
(1) 提出書類	参加申請書兼誓約書(様式1)、物品供給見積書(様式2)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条の規定による飲食店営業許可証の写し、提供予定弁当(昼食・夕食)の献立表及びカラー写真 ※別紙仕様書参照
(2) 提出書類の交付場所	淀川区役所ホームページにて配布 掲載 URL: http://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/category/3263-5-1-3-1-0-0-0-0.html
(3) 提出期間	令和4年5月18日(水)～令和4年5月30日(月)午後3時まで (持参の場合は、区役所開庁時間内に限る)
(4) 見積書提出方法	(1)に記載の書類を、下記提出場所に提出期間の間に持参又は送付により提出すること。 ※ 写真については FAX 不可 (提出書類にカラー写真が含まれるため) ※送付の場合は見積書提出期間内に到着した場合のみ有効とする。 ※内訳明細書、仕様書の添付・割印は不要とする。
(5) 提出場所	淀川区役所総務課 大阪市淀川区十三東2-3-3 淀川区役所5階
3. 参加資格等	
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ①食品衛生法第52条の規定による食品営業許可を受けている者。 ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 ③民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項または第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者または申立てをなされている者(同法第33条1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者または申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。 ④消費税、地方消費税および市税にかかる徴収金を完納していること。 ⑤営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている者であること。 ⑥入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。 ⑦大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないことおよび同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

4. 質問事項の受付・締切・回答	
(1) 仕様書の内容に関する質問	<p>公告日から3開庁日目（公告日含む）の午後5時までに質問書（任意書式）をFAX・電子メールいずれかの方法により提出すること。回答は質問受付期限の翌開庁日中にホームページに掲載する。</p> <p>質問書提出先：「5. 仕様書の内容に関する質問先」に記載の問い合わせ先</p> <p>回答掲載URL： http://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/category/3263-5-1-0-0-0-0-0-0.html</p>
(2) 参加申込・契約の手続き等に関する質問先	<p>淀川区役所総務課 大阪市淀川区十三東2-3-3 淀川区役所5階</p> <p>電話 06-6308-9927 (担当：鬼塚脇)</p>
5. 発注課（仕様書の内容に関する質問先）	
淀川区役所総務課	<p>大阪市淀川区十三東2-3-3 淀川区役所5階</p> <p>FAX：06-6885-0534</p> <p>Mail：tl0001@city.osaka.lg.jp (担当：鬼塚脇)</p>
6. 契約条項を示す場所	
淀川区役所総務課	大阪市淀川区十三東2-3-3 淀川区役所5階
7. その他事項	
<p>(1) 参加申し込みに必要な書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。</p> <p>(2) 大阪市契約規則第37条の第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。</p> <p>(3) 見積書提出後決定までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。</p> <p>(4) 決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。</p> <p>(5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。</p>	